泡消火設備を所有している事業者のみなさまへ

栃木県環境森林部環境保全課
宇都宮市環境部環境保全課

泡消火薬剤にPFOS(ピーフォス)、PFOA(ピーフォア)が含まれていないか確認をお願いします

- 有機フッ素化合物（PFAS）のひとつであるPFOS、PFOAは、既に製造・輸入等が原則禁止されていますが、過去に製造された泡消火薬剤に含まれている場合があります。
- PFOS、PFOAを含む泡消火薬剤に係る設備で事故が発生した際には、水質汚濁防止法に基づき、応急措置や届出が必要となります。

【PFOS、PFOA含有泡消火薬剤の確認について】
以下のＨＰで、泡消火薬剤等の一覧表が掲載されていますので、所有する泡消火設備・薬剤の確認をお願いします。

(一社)日本消火装置工業会
http://www.shosoko.or.jp/

(一社)日本消火器工業会
https://www.jfema.or.jp/

PFOS、PFOA含有泡消火薬剤が流出したときは

泡消火設備等の破損その他の事故が発生し、PFOS、PFOAを含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、以下の対応が必要です（法第14条の2第2項）。

- **直ちに応急措置を講じてください。**
  破損設備からの流出防止、土のう積み上げ、吸着マット設置、土壌除去等
- **事故・応急措置の状況を速やかに連絡の上、届け出てください。**
  日時、場所、原因、周辺状況、応急措置の概要　等

※消火活動で使用した場合は、上記の措置の対象外ですが、環境中への排出の実態を把握する観点から、県環境保全課（宇都宮市内の場合は市環境保全課）に情報提供をお願いします。

【本リーフレットの内容等に関する問い合わせ先】
県環境保全課 TEL:028-623-3189　市環境保全課 TEL: 028-632-2420

流出事故時の届出・連絡先

担当課	所在地・連絡先	所管区域
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川51－9 TEL　0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町116－1 芳賀庁舎 TEL　0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市本町2-2828-4那須庁舎 TEL　0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町607 安蘇庁舎 TEL　0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3－1－1 小山庁舎 TEL　0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市 壬生町、野木町
宇都宮市環境保全課	宇都宮市旭1－1－5 TEL　028-632-2420	宇都宮市

PFOS・PFOAとは？

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について

- 有機フッ素化合物(PFAS)の一種で、化学的に極めて安定性が高く、また、難分解性のため、長期的に環境中に残留すると考えられています。
- 2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されており、私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていましたが、2009年以降、環境中で残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。
- 健康面への影響としては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのか、確定的な知見はありません。なお、通常の一般的な食生活(飲水を含む)では著しい健康影響が生じる状況にはないと評価されています。

【有機フッ素化合物(PFAS)について(環境省)】
https://www.env.go.jp/water/pfas.html

【PFAS（1万種類以上）】

ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）においては、PFOS、PFOA※、PFHxS※の３つの化学物質が廃絶等の対象。

※PFOA、PFHxSについては、分枝異性体とその関連物質も含む

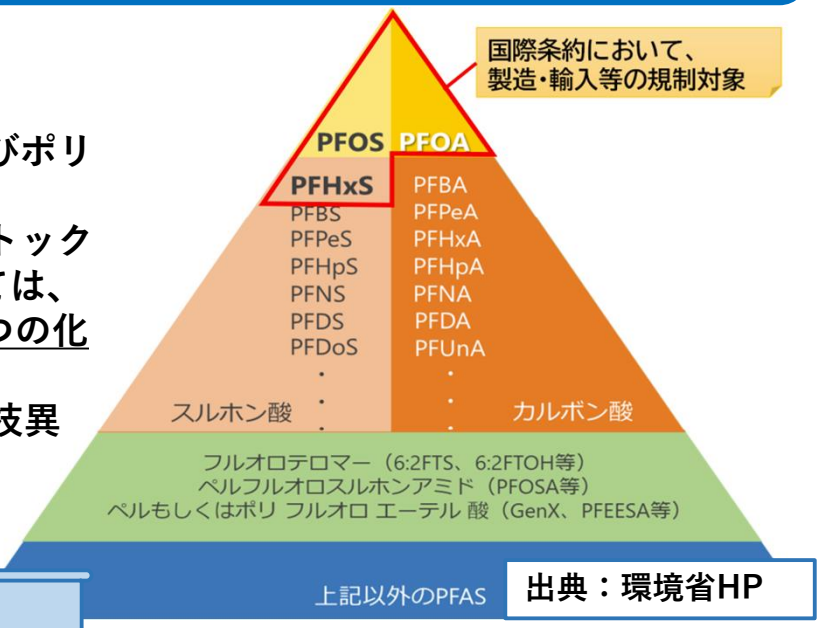

出典：環境省HP

泡消火薬剤の取扱いについて

PFOS等による環境汚染を未然に防止するため、適切な取扱いをお願いします。詳細は、環境省HPを御確認ください。

- 化学物質の審査及び規制に関する法律に基づき、屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があるため、点検や訓練の際には注意が必要です。
- PFOS等含有泡消火薬剤の廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びPFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に基づき、適正に処理することが必要です。
- 点検等の機会を捉えて、可能な限り代替製品への切替えをお願いします。

【PFOS等を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について】
https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pfos.html